

# 大きな家族の本

～これからの生活に向けて～



## ～大切なあなたへ～

これから大きな家族の一員としての  
生活が始まります。

この『大きな家族の本』はあなたの不安や心配を  
少しでも軽くできるようにねがって作りました。  
この本には、あなたができること、他のひとが  
あなたにしてはいけないことなどについて  
書いてあります。

ひとはみんな、生まれた時から、安心して生活する  
「権利」を持っています。

あなたはひとりのひととして大切にされます。

あなたが安心して幸せに暮らせるように、  
この『大きな家族の本』を使ってください。



# も く じ



■ 『大きな家族の本』の登場人物	1
■ どうして住むところかわるの？ そこはどんなところ？	2
■ そこにはどんなひとがいるの？	3
■ 持っていけるものはなあに？	4
■ 知りたいことや調べたいことがあるときは？	5
■ 嫌なことがあったときは？	6
■ 伝えたいことがあるときは？ どうやって相談すればいいんだろう？	7
・ぼくは直接話ができるよ！	8
・わたしは直接話せない・・・	9
・ほかに方法はないの？	10
■ 秘密は守ってくれるの？	11
■ 自分のことや家族のことを知りたいときは？	12
■ 家族とは会えるの？	13
■ けがをしたり病気になったら？	14
■ 学校や進路はどうなるの？	15
■ 施設を出たあとに困ったときは？	16

# この『大きな家族の本』の登場人物

どんなことができるんだろう？



ぼく



わたし

あなたのためにどんなことを  
するのかを説明するよ。



児相くん



施設ちゃん

どうして住むところかわるの？



そこはどんなところ？

あなたは住むところかわる理由や、そこが  
どういうところなのかをきくことができます。

(第9条 親からかってに分け離されない権利と手続き、  
第20条 家庭をうばわれた子どもの保ご)

いろいろな理由があるので、どうしてなのかは  
私たちが説明します。



ききたいことが  
あるときは、  
相談所の先生に  
相談するよ。



これから住むところは「施設」と呼ばれているんだよ。  
施設は大きな家のようなもので、みんなが家族のよう  
にくらしているんだよ。

そこにはどんなひとがいるの？



園長先生、身の回りの世話をしてくれるひと、ご飯を作ってくれるひとや事務のひとがいるよ。それから、一緒に生活する仲間たちもいるよ。



持っていけるものはなあに？



あなたは自分にとって大切なものや  
必要なものを、自分で持つことができます。

(第 27 条 生活水じゅんの権利)

あなたが今持っている洋服や、勉強道具、大切にしているものを持っていくことができます。  
でも、ほかのひとが困るようなものは持っていけない  
こともありますので、相談してください。



そのほかにも必要なものは用意するよ。



知りたいことや  
調べたいことがあるときは？



あなたは学校の勉強だけではなく、いろいろな  
情報を調べたり、考えを知ることができます。

(第13条 表現の自由、第17条 情報の自由)

いろいろと知ろうとすることは大切なことです。  
テレビ、ラジオ、新聞、本などいろいろなものから  
情報や考えを知ることができます。

あなたの心や  
からだを傷つける  
情報からは、  
あなたを守るよ。



嫌なことがあったときは？



あなたは、どんな理由があっても、どんなひとからも  
いじめやひどいことをされることから守られます。

(第 19 条 ぎやく待からの保ご、  
第 34 条 性的にひどいことをされることからの保ご、  
第 36 条 子どもの利益が横どりされないこと)

そんなときは、放っておかずに、  
解決する方法をすぐに考えるよ。



私たちも、施設のひとと一緒に考えます。

伝えたいことがあるときは？



どうやって相談すればいいんだろう？

あなたは自分の希望や考え、  
疑問を相手に伝えることができます。

あなたは困ったりなやんだりしたときは、  
相談することができます。

(第12条 意見表明権)



あなたと一緒に考えるよ。  
方法は次のページをみてね。

# あなたが直接施設のひとに話ができるときは

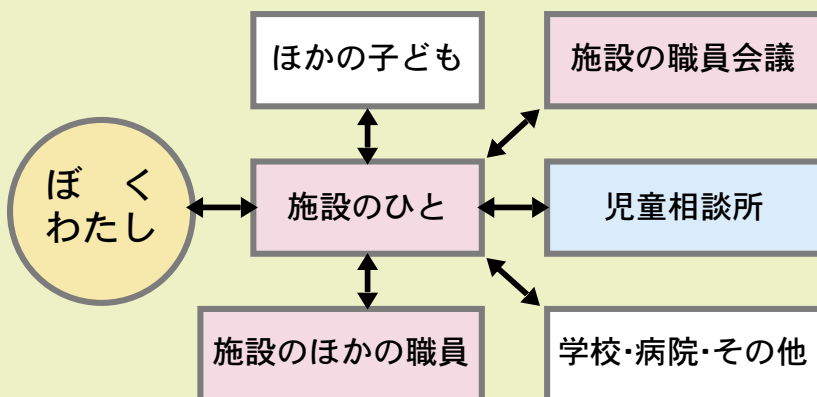


ぼくは直接  
話ができるよ！

それならまず施設のひとに話してみてね。  
話し合った結果は必ずあなたに伝えるよ。



結果に納得できないときは  
話してください。  
一緒に別の方法を考えます。



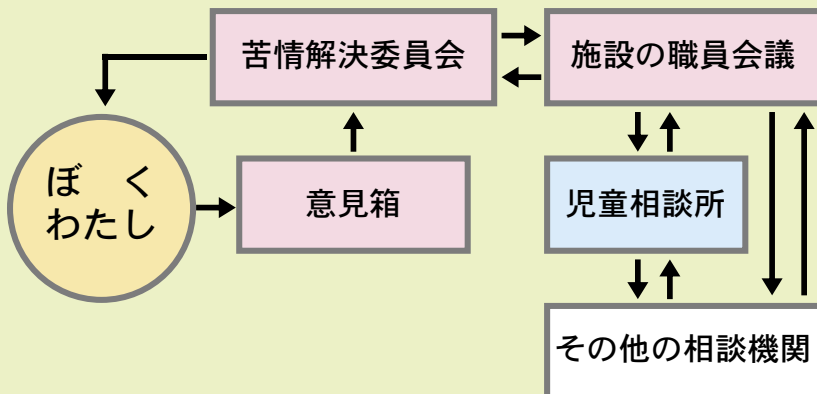
# 直接話ができないときは

わたしは直接話せない…



大丈夫  
心配しないでね。

そんなときは意見箱を使ってみてね。



## そのほかの方法は



ほかに方法は  
ないの？



あとは、児童相談所のひとに直接相談することもできます。

学校の先生や\*オンブズパー  
ソンのひとにも相談で  
きるよ。オンブズパー  
ソンに相談したい時は、連  
絡をとるよ。



施設のひとも、児童相  
談所のひとも、あなた  
と意見が違っていても、  
あなたの意見は大切に  
するよ。

※オンブズパーソン

施設のひとではないけれども、施設の子もたちの相談にのってくれるひと。

秘密は守ってくれるの？



あなたの秘密やプライバシーは守られます。

(第 16 条 プライバシーの保ご)

あなたの机の中や手紙が勝手に見られることはないよ。  
秘密が守られていないときには相談にのるよ。



あなたにことわりもなく、あなたのことを  
ほかのひとには話しません。



自分のことや  
家族のことを  
知りたいときは？

家族や自分のいままでのことや  
これからのことを知ることができます。

(第7条 名前と国せきを持ち、親を知り養育される権利、  
第8条 名前、国せき、家族との関係が守られる権利)



僕がうまれたときって  
どうだったの？



家族はどうしているの？



私たちが教えるよ。  
でもあなたを傷つけて  
しまいそうなときには、  
すぐに教えてあげられ  
ないこともあるよ。

これからのことはあなたの意見をきいて  
一番いい方法を考えて教えます。



家族とは会えるの？



あなたは家族と会ったり、手紙を書いたり、電話をしたり受けたりすることができます。あなたが望まないときは会わないこともできます。

(第9条 親からかってに分離されない権利と手続き)

会えるよ。家族や友だちに会いたいときは、一緒にその方法を考えたり、相談所の先生に相談してみるよ。



すぐに会えないこともありますが、あなたが家族に会えるようにお手伝いします。



けがをしたり病気になったら？



あなたの健康は守られます。  
からだと性などの心配ごとについても相談できます。

(第 24 条 健康・医りようへの権利)

病気やけがのときは一緒に病院に行くよ。  
そして、あなたの心とからだ健康でいることができる  
ようにしたり、相談にものるよ。



私たちもお手伝い  
します。



学校や進路はどうなるの？



あなたは教育を受け、進路を自分で  
選ぶことができます。

(第28条 教育への権利、第29条 教育の目的)



あなたが勉強を続けていくための  
お手伝いをするよ。進路の相談に  
ものるから一緒に考えよう！

進路については自分で考えて選ぶ  
ことができます。  
私たちもお手伝いします。



施設を出たあとに困ったときは？



施設を出たあとも相談できます。

(第3条 子どもの最善の利益、第6条 生命の権利)

困ったときは連絡をちょうだい。  
手助けになるように一緒に考えるよ。



あなたの考えを大切  
にして一緒に解決の  
方法を考えます。



この本を読んで、あなたができることが  
たくさんあるということが  
わかったと思います。  
ひとはどんなひとでもひとりのひととして  
大切にされます。  
みんなが幸せで気持ちよく  
生活するためには、  
思いやりやゆずりあいも必要です。  
お互いをみとめあって  
お互いを大事にしあいながら  
楽しく生活していきましょう。



# 子どもの権利条約

世界中の子どもたちが幸せに育って行けるように、「子どもの権利条約」という約そくがつくられました。

日本では、1994年にこの条約を守ることを約そくしました。

子どもたち一人ひとりの幸せを約そくしてくれるこの条約には、子どもの権利を守るためのたくさんの約そくごとが書いてあります。

## 第1条 子どもの年れい

この条約で守られる「子ども」の年れいは18才前までです。

## 第6条 生命の権利

国は、子どもが生きていくこと、成長することができるようにできる限りのことをします。

P16

## 第8条 名前、国せき、家族との関係が守られる権利

子どもの名前や国せき、家族との関係が、かってにうばわれることはありません。

P12

## 第12条 意見表明権

子どもは自分の意見をいうことができます。

P7

## 第16条 プライバシーの保ご

プライバシーや名よは守られます。

P11

## 第3条 子どもの最ぜんの利益

おとなは、子どもにとって最もためになることを考えます。

P16

## 第7条 名前と国せきを持ち、親を知り養育される権利

子どもは生まれたときから名前と国せきを持ち、親がだれかを知り親に育てられることができます。

P12

## 第9条 親からかってに分け離されない権利と手続き

親から理由なく子どもを分け離すことはせず、子どもに最もためになる理由がある時は、決められた手続きをとります。

P2・P13

## 第13条 表げんの自由

子どもは、考えたり感じたことを自由に表げんすることができます。

P5

## 第 17 条 情報の自由

子どもにとってためになる情報を、利用することができます。

P5

## 第 19 条 ぎやく待からの 保ご

親が子どもをなぐったり、ほったらかしにしている時、国はその子どもを守ります。

P6

## 第 20 条 家庭をうばわれた 子どもの保ご

親がいなくなったり、親と家庭で生活できなくなった時は、国が子どもを守ります。

P2

## 第 23 条 しょう害のある 子どもの権利

しょう害があっても、他の子どもと同じように、いろいろな活動に参加できるようにします。

## 第 24 条 健康・医りょう への権利

子どもが健康でいられるよう、病気の際は医りょうを受けることができます。

P14

## 第 27 条 生活水じゅんの 権利

子どもは、心やからだの成長に必要なものがある生活をする  
ことができます。

P4

## 第 28 条 教育への権利

子どもは教育を受けることができます。

P15

## 第 29 条 教育の目的

教育は、一人ひとりの子どもが持っている力を大事にして、のばしていきます。

P15

## 第 34 条 性的にひどいことを されることからの保ご

子どもが性的にひどいことをされないように、国は子どもを守ります。

P6

## 第 36 条 子どもの利益が 横どりされないこと

おとなが、子どもの利益を横どりすることはできません。

P6

## 青森県内の児童養護施設

- 藤聖母園  
青森市奥野三丁目 7 - 1 017 - 734 - 0489
- 弘前愛成園  
弘前市大字豊原一丁目 1 - 3 0172 - 33 - 5231
- 八戸市立浩々学園  
八戸市根城七丁目 8 - 46 0178 - 22 - 2233
- 美光園  
上北郡七戸町字上町野 82 - 1 0176 - 62 - 3078
- あけぼの学園  
十和田市大字大不動字長沢頭 11 - 30 0176 - 28 - 3570
- 幸樹園  
北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山 187 - 1 0173 - 22 - 6341

## 青森県内の児童相談所

- 中央児童相談所  
青森市石江字江渡 5 - 1 017 - 781 - 9744
- 弘前児童相談所  
弘前市西城北一丁目 3 - 7 0172 - 32 - 5458
- 八戸児童相談所  
八戸市尻内町字鴨田 7 0178 - 27 - 2271
- 五所川原児童相談所  
五所川原市栄町 10 0173 - 38 - 1555
- 七戸児童相談所  
七戸町蛇坂 55 - 1 0176 - 60 - 8086
- むつ児童相談所  
むつ市中央一丁目 1 - 8 0175 - 23 - 5975



## 子ども虐待ホットライン

通話料無料で 24 時間受け付けています。

○青森市・東郡	0120 - 71 - 6552
○弘前市・黒石市・中郡・南郡・板柳町	0120 - 73 - 6552
○八戸市・三戸郡・百石町・下田町	0120 - 74 - 6552
○五所川原市・つがる市・西郡・北郡	0120 - 75 - 6552
○十和田市・三沢市・上北郡	0120 - 78 - 6552
○むつ市・下北郡	0120 - 72 - 6552

## 子どもの人権相談

○子どもの人権 110 番	017 - 774 - 1020
○ <small>あおもり ち ほうほうむきょく</small> 青森地方法務局 <small>じんけんそうだんしつ</small> 人権相談室	017 - 776 - 9025
<small>しきょく</small> むつ支局	0175 - 23 - 3202
<small>ひろさきしきょく</small> 弘前支局	0172 - 26 - 1150
<small>ごしょがわらしきょく</small> 五所川原支局	0173 - 34 - 2330
<small>あじがさわしきょく</small> 鱒ヶ沢支局	0173 - 72 - 2869
<small>はちのへしきょく</small> 八戸支局	0178 - 24 - 3346
<small>とわだしきょく</small> 十和田支局	0176 - 23 - 2424

## ■ 青森県子どもの権利ノート作成経緯

---

平成 16 年 6 月 8 日	第 1 回作成委員会
平成 16 年 7 月～8 月	全児童養護施設において 子どもの意見聴取
平成 16 年 9 月 14 日	第 2 回作成委員会
平成 16 年 10 月	子どもの権利ノートの 項目検討
平成 16 年 11 月 28 日	第 3 回作成委員会
平成 16 年 12 月 10 日	権利ノート素案検討会
平成 17 年 1 月 18 日	第 4 回作成委員会

## ■ 青森県こどもの権利ノート作成委員会

---

沼田徹法律事務所弁護士	沼田 徹
弘前大学教育学部助教授	柴田 健
藤聖母園	秋谷不二男
弘前愛成園	菊池 睦子
浩々学園	山下恵美子
美光園	後藤 辰也
あけぼの学園	斗澤 俊英
幸樹園	相川 順子
青森県中央児童相談所	細越亜起子
青森県弘前児童相談所	前田こずえ
青森県八戸児童相談所	舘野 政紀
青森県五所川原児童相談所	佐賀亜紀子
青森県七戸児童相談所	池田 安克
青森県むつ児童相談所	長尾 安規
こどもみらい課（事務局）	関谷 澄子

平成17年3月発行  
青森県健康福祉部こどもみらい課

〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話 017-734-9301

FAX 017-734-8091

青 森 県

青森県人権啓発活動ネットワーク協議会